

長浜市で
創業をお考えの皆さまへ

融資金額1,000万円以下は
保証料率0.0%!
融資利率を年0.80%!

「長浜市創業支援資金」のご案内

滋賀県信用保証協会、金融機関と連携し長浜市創業支援資金の条件を拡充しました。

この制度は、長浜市内で新たに事業を営む、または営もうとする創業者に対して、創業を支援する関係機関が連携し、事業に必要な資金の貸付けを行うことで、新たな市内産業の創出を促し、雇用および地域の活性化につなげることを目的としています。

低保証料率かつ低金利で、長浜市・金融機関・信用保証協会が長浜市で開業される方を金融面でサポートします。

保証料率 年0.0%

※既存残高も含めて1,000万円以下の場合

融資利率 年0.8% (固定)

※既存残高も含めて1,000万円以下の場合

**開業後も連携して
バックアップ!**

融資限度額	2,000万円
資金用途	設備資金または運転資金
融資期間	設備資金、運転資金 7年以内(据置1年以内)
貸付金利	優遇金利 年0.80%(固定)※ 標準金利 年1.00%(固定) ※優遇金利適用は既存残高も含めて1,000万円以下
返済方法	元金均等割賦償還
担保	不要
連帯保証人	原則として、法人代表者のみ
保証料率	優遇保証料率 年0.0%※ 標準保証料率 年0.5% ※優遇保証料適用は既存残高も含めて1,000万円以下
取扱金融機関	滋賀銀行、長浜信用金庫、大垣共立銀行 関西みらい銀行、京都銀行

ご利用いただける方

お問い合わせ：長浜市商工振興課 TEL65-8766

以下の要件のいずれかを満たす方が対象となります。

- ① 事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から1か月以内(市の特定創業支援の証明を受けた者は6か月以内)に市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
- ② 事業を営んでいなかった個人であって、市内において新たに事業を開始した日以後3年を経過していないもの
- ③ 事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から2か月以内(市の特定創業支援の証明を受けた者は6か月以内)に市内において新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- ④ 事業を営んでいなかった個人により市内において新たに設立された会社であって、その設立の日以後3年を経過していないもの
- ⑤ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内において新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- ⑥ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内において新たに設立された会社であって、その設立の日以後3年を経過していないもの
- ⑦ ②に規定する創業者であって、市内において新たに会社を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後3年を経過していないもの

特定創業支援について

国は、日本再興戦略の実現を目指す産業競争力強化法に基づき、創業者への支援事業として市区町村が作成した「創業支援事業計画」の認定を行っています。

認定を受けた計画の下で一定の支援（特定創業支援事業）を受けた創業者は、市区町村の認定を受けることで、特例措置を受けることが可能となりました。

特定創業支援事業

市区町村または創業支援事業者が創業希望者等に行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業を「特定創業支援事業」といいます。

代表的な例：○創業塾の受講

○継続して行う個別支援相談

信用保証協会の特例措置

創業前の計画期間の拡充

（個人1か月または法人2か月 → **個人・法人ともに6か月**）

作成：長浜市商工振興課 令和3年11月19日